

令和6年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

令和6年（2024年）5月23日決定

北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山县、石川県、福井県、山梨県及び長野県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都18県」という。）のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実かつ適正に実施するため、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成29年3月変更）」（以下「処理計画」という。）第2部第2章2（3）ア及び「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成19年1月決定）」（以下「指導等方針」という。）3（2）に基づき、次のとおり、令和6年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

1 処理対象PCB廃棄物

北海道PCB廃棄物処理事業においては、次のPCB廃棄物を処理します。

【当初施設処理対象物】

変圧器類	PCBを使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で3kg以上のもの
コンデンサー類	PCBを使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサーボソーバで3kg以上のもの
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む廃油

【増設施設処理対象物】

安定器及び 汚染物等	PCBを使用した照明器具用安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウェス、汚泥、その他汚染物
---------------	---

2 処理計画

（1）当初施設処理対象物

ア 搬入期間

定期修理期間を除く期間に、保管事業者の理解のもと、計画的かつ早期に全量処理が行われるよう、確実に処理を進めるものとします。

イ 処理量

令和6年度の処理量は次のとおりとします。

- | | |
|-----------|-----|
| ① 変圧器類 | 0台 |
| ② コンデンサー類 | 29台 |

（2）増設施設処理対象物

ア 搬入期間

定期修理期間を除く期間に、保管事業者及び所有事業者の理解のもと確実に処理を進めるものとします。

JESCOは、計画的かつ効率的な処理を行うため、処理にあたって、多量保管事業者（PCB汚染物等を1.5t以上保管する事業者）を、ベースロードとして取扱うものとします。

イ 处理量

令和6年度の処理量は447tとします。

3 確実かつ適正な処理を推進するための方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画及び指導等方針に定めるもののほか、変圧器類、コンデンサー類及びPCB油類については既に令和5年度から事業終了準備期間に入っており、安定器及び汚染物等についても令和6年度から事業終了準備期間に入ることを踏まえ、次のとおり取扱うものとします。

(1) 収集運搬中における緊急時連絡体制

収集運搬中の事故など緊急時における関係者への連絡については、「北海道PCB廃棄物処理事業の収集・運搬中における緊急時連絡体制（平成29年11月変更）」により行うものとします。

(2) PCB廃棄物処理に関する普及啓発の実施

北海道及び1都18県並びにJESCOは、JESCOが設置する「PCB処理情報センター」において、処理施設における処理状況、環境モニタリング情報や北海道及び1都18県の取組などに関する情報を発信し、PCB廃棄物処理事業への理解を進めることとします。

(3) PCB廃棄物の確実な処理の推進

北海道及び1都18県は、PCB廃棄物の確実な処理を推進するため、以下の取組を行うこととします。

ア 未処理事業者に対し、関係機関と連携し、速やかに処理を完了させるよう指導するとともに、必要に応じ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

第12条に基づく改善命令及び第13条に基づく代執行による処分等の措置を行うものとします。

イ 安定器の保管事業者等に対して、必要に応じ、分別等の適正な実施について指導することとします。

(4) 中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理の推進

中小企業者等の保管するPCB廃棄物（以下「中小企業者保管PCB廃棄物」という。）の処理完了に向け、北海道及び1都18県は、JESCO及び収集運搬業者との十分な連絡調整等を通じて、以下の取組に対する協力をすることとします。

①中小助成制度の活用、契約の加速化

②収集運搬体制の円滑化の取組の実施

(5) その他

この他、PCB廃棄物の処理にあたって必要な事項について、広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。